

報告第14号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年11月27日

北本市長 石津賢治

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相 手 方

2 事故の概要

平成26年8月8日（金）午前11時頃、北本市中央3丁目71番地4先において、相手方が建物敷地から市道6067号線に出ようとしたところ、道路側溝の蓋の損傷により生じた隙間につまずいて転倒し、左足を負傷したもの

3 損害賠償の額 50,000円

平成26年10月31日

北本市長 石 津 賢 治